

第 18 回湖南省市景観審議会 会議録（要約）

開催日時

令和 7 年 9 月 26 日（金） 午後 2 時から午後 3 時 50 分

開催場所

共同福祉施設（サンライフ甲西） 1 階 大会議室

出席者

委員 9 名

事務局 5 名

説明員 3 名

協議事項

- （１）甲西文化ホール改修事業について

審議事項

- （１）湖南省市屋外広告物条例施行規則の改正について

報告事項

- （１）景観法に基づく届出状況について
- （２）屋外広告物許可申請状況について
- （３）石部駅南側駅前広場整備事業について
- （４）庁舎周辺整備計画について

配布資料

- 【資料 1】委員名簿
- 【資料 2】甲西文化ホール改修事業について
- 【資料 2－1】景観アドバイザーの意見
- 【資料 3】諮問書
- 【資料 4】湖南省市屋外広告物条例施行規則の改正について
- 【資料 5】景観法に基づく届出状況
- 【資料 6】屋外広告物許可申請状況
- 【資料 7】石部駅周辺地区都市再生整備計画【概要版】
- 【資料 8】庁舎周辺整備スケジュールと今後の予定
- 【参考資料 1】景観審議会とは
- 【参考資料 2】湖南省市屋外広告物条例

【参考資料 3】 湖南省屋外広告物条例施行規則

【参考資料 4】 湖南省屋外広告物ガイドライン

1. 開会

事務局：委員 12 名中 9 名の出席があり、湖南省景観条例施行規則第 38 条第 3 項の規定に基づいて、本審議会は成立している。

市 長：【あいさつ】

2. 委員紹介

事務局：会長の選任。前回に引き続き松岡様にお願いする。

会 長：【あいさつ】

事務局：委員名簿に基づき委員紹介。

3. 協議事項

(1) 甲西文化ホール改修事業について

事務局：資料 2 により説明。

会 長：質問、意見はあるか。

委 員：今のご説明の中でホールそのものの改修の話があったが、憩い文化ゾーンを改修するということも述べられていたように聞いたが、その点については何かお考えがあるのか。

事務局：この前行ったタウンミーティングも憩い文化ゾーン全体で行って、図書館と森北公園についても今後憩い文化ゾーンとして一体利用とか連携を考えた改修を行っていくという方向はある。
ただ、担当が変わるため図書館についてはわからないが、お互いの連携というのを図っていくという方向性ではある。

会 長：この憩いの文化ゾーンという名前はいいが、一体的利用というのは例えばどのような利用であるのか。庁舎とこの施設の一体利用というのが全体どういう構想であるか。

事務局：庁舎との一体利用については、これから庁舎の設計が詳しく入っていくので、連携を取っていく予定ではあるが、お互いの施設が連携を図

っていきたいと考えている。文化ゾーンについては、タウンミーティングもしたが、行政機能は今後になっていくと思うので、まだ詳しくは申し上げることはできない。

会 長：すごくいいチャンスだと思う。こういう改修計画とそれから庁舎建て替えも全体が一つになっていくっていうのは、そういう意味で全体をマスタープランというか見ている人がいないと、個々にバラバラになっていくのでそういう立場の人が必要だと思う。市でやられるのか、どこに委託されるのかわからないが、全体を見ることは一番大事だと思うので、これだけの広さがあると、結構話題の場所になる可能性を持っている。計画が大事であるので、良くなるように進めていただきたい。

事務局：今ご指摘いただいた内容については、予算編成に向けてサマーレビューを実施している。また、マスタープランの改定にも取りかかっている。9月議会においてさらに庁舎の位置というものについても市長が表明をした。今後は個々に審議を上げていきたいなと思っている。本日は、甲西文化ホールを協議事項としているので、森北公園についても大きく構想図はあるが、今後さらに熟度性を高めるような取り組みを庁舎とともにしていくというところに主眼を置いて進めていく。

会 長：他の自治体を見ているとこういう施設とともに、市民が参加して運営していくような部分を作ってあげる。それが入ってくると市民が愛着を持って、自分たちのものだと思わないといけないので、何かそういう仕掛けを含めたマスタープランということで、物だけではなくて人の何かそういう動き、特に市民の参加というのを意識して進めていただければと思う。これから先、見守っていききたいと思うので、個々ではなく全体像が1回できたら見せていただきたいと思う。よろしく願います。

委 員：会長のおっしゃるとおり。広場ニストとして活躍しておられる方がいるが、広場の定義の中に用がないときにこそ行きたくなる場所とかがある。その他いくつか定義を挙げているが、広場というのが、最近注目されている。みんなで育てて、何か整備を考えていってほしいと思うし、ひいては先ほど先生がおっしゃったルール作り、そこを使うときの作法も含めて市民と連携しながら、自治を育てていってほしいと思う。チャンスだと思って整備をしていくことを期待したいと思う。

会 長：駅まで含んだ一つのマスタープランは非常に夢があり、もっと良くなっていくというのが見えてくる。ぜひ頑張っていたきたいと思うが、我々も応援させていただきたいと思う。

委 員：お願いというかお伝えが2点ある。1点目、甲西文化ホールは特殊建築物であり、3年に1回報告をいただいているが、前回令和4年に報告をいただいて、建築基準法に抵触するところがあり修繕をお願いしている。まだ修繕ができてないようであるので、また適切に修繕していただきますようお願い申し上げる。

もう一つは、ここ2、3年公共建築物の落札状況、発注してもなかなか落ちないというところで、建設物価指数もかなり上がってきているので、経験則でいくと予算の制限はあると思うが、ちょっと潤沢に用意していただかないとなかなか落ちないというところがあるので、その辺はご考慮いただいた方がいいかと思うので、お伝えする。

会 長：大変な状況になっているが、着々と進められているということで引き続きお願いする。建築基準法に関しては、事務局で見直しをして対応いただきたい。

他にいかがか？事務局から何か補足説明等はあるか。

委 員：改修工事でコメントを読んでいた、タイルを今の文化ホールと同じタイルまたは類似のタイルと言われていると思う。

外壁のタイルで類似した同じタイルをなかなか探すのは難しいと思うが、類似したタイルがやはり統一していいと思う。

事務局：外壁改修も入っているが、既存の部分のタイルについては、そのまま剥落防止の処置をさせていただく。増築部分については、今のところタイル張りではないが、ご指摘いただいていることもご最もである。費用面の課題もあるので、今後市の財政部局と協議の上、意匠性、どのような形で引き継いでいくのか、実現していくのかという部分は検討していきたいと考えている。

会 長：多分色は合わせていくみたいなことである。いろんな逃げようがあるので、べたっとしないような感じでお願いします。タイルを残していくというのは、40年前くらいはタイルについては結構いいタイミングであったであろうが、剥離防止というは大変な改修ということで対応をお願いします。

会 長：いろんな意見が出たので、事務局で手続きとか回答の準備をお願いします。

4. 審議事項

(1) 湖南省屋外広告物条例施行規則の改正について

事務局：資料4により説明。

会 長：質問、意見はあるか。基本的に規制を少し和らげるという方向である。それによるメリットは何かということを簡潔に皆さんにわかるように伝えてください。方向性を話していただければと思う。

事務局：29 ページをご覧いただきたい。メリットとしては、事業者が工場の広告物を出されているが、15 m²という規制があり 15 m²以上は広告物を掲出できないような形で今の許可基準としてなっている。そのため、15 m²の総量規制を見直し除外することで、15 m²以上の広告物が新たに設置できるということで、今後広告物が新たに設置できるというのがメリットになる。

会 長：景観上は大きくなっていくというのは、メリットだと皆さん思っていないと思う。それを理解していただくように説明が欲しい。

事務局：補足をさせていただく。先ほど説明があった通り、第1種地域とは一番厳しく、景観や屋外広告物を規制していくというような地域で、なぜそれを緩和するのかがまず一番引っかかる場所であると思う。田園地域が広がる場所であり、湖南省の中でもそういった景観を守っていこうというところで、まず国道1号の沿道を規制したというのが第1種地域で、第3種地域については旧東海道の町並みを、きっちり景観を保全していこうとそういう趣旨で規制したものである。その中でなぜこれを行うかと言うと、部分的に限定的であるが、先ほど1号線沿いというのは田園風景というのは市街化調整区域というところで、基本的には物が建たないというところを指定している。

今回の見直しについては、甲賀市との境のTOTOさんがある工業地域は、既にその市街化区域で工場を建てていいと、むしろ工場を促進していくような地域も第1種地域に重なっていたというところがあって、その工場を建てていこうというところと、物を抑制して景観も保全していこうというところが一緒に帯として重なってしまっていたので、それはやはり景観を守る本来の趣旨からすると、工場の用地のところについては、一律で規制するのは実情に合わないので市街化区域の工業地域として張り付いているところは、除外して田園地域をきっちり守っていきたいという趣旨である。

また、3種地域も同様であり、旧東海道五軒茶屋と栗東との境というのは、ちょうど石部駅のところまでは旧道の町並みがあるが、その先

栗東との境については、工業的な利用をしていこうという地域になっており、現実市街化区域工業地域になっている部分もあるので、そこは同じ一律の規制ではなくて、メリハリを持って旧東海道沿いについてはきっちり守っていく趣旨である。

委員：27 ページの 5、6、7 の写真があるが、先ほどからおっしゃっているように、これは 24 ページの 5、6、7 という場所の写真であるか。言ってみれば、この場所もそれほど厳しく規制する必要がある場所であるのか。

事務局：元々そういった規制が少しかかっている。そこを先ほど申し上げた、いわゆる GOSYU さんのところと旧道の町並みを同じ規制でいいかとなってくると、実情と合わないのので、既に GOSYU さんの部分については、その部分だけは少し見直しを行って実情に合わせていきたいと考えている。

委員：それと既に広告掲示されているものがたくさんある。それが例えば規制の対象になる場合、作り直すとか、そういったことも要求するのか。既成の広告物に対する衣装変更もせまるのか。

事務局：屋外広告物のガイドラインでいろんな基準を示している。例えば色彩の色の基準や大きさの基準などがあるが、基本的にはその規制に沿った看板をつけてもらうのが趣旨になる。ただ、この条例の施行前に看板が設置されたところについては、条例に適するようにという改善の指示をさせていただいている。

委員：看板等の取り締まりについてはよくわかった。規制をかけるということもよくわかった。その通りだと思う。ただこの写真の③にある旧東海道沿いと書いた写真がある。この写真は伊勢落に至る道である。国道沿いの伊勢落はこういうものは免除されて、この旧東海道については規制をするということであるか。

事務局：ご指摘の場所は、厳しい規制のままの地域である。

委員：だから 3 番の写真は規制の範囲に入ることか。ご存知だと思うが、踏切の手前にゴミ捨て場のような大きい看板が立っている。それに左側に巨大なタイヤのモニュメントが道側に出たりしている。こういったことについても規制の対象になるわけか。

事務局：規制の対象になる。

委員：であれば、指導をしっかり行っていただきたいというのが気持ちである。旧東海道の伊勢落に行く道は、水害で一度東海道がダメになって、五軒茶屋周りの東海道が開かれたわけであるが、その観点から言うと非常に重要である。今は看板がない。ずっと奥に行って高速の下の会社あたりに大きな看板が出ているだけだと思うが、将来は国の沿線に看板が立つ可能性もあるので、そういう規制をしていこうということか。

事務局：市内全域は規制対象になるので、その基準に沿った広告物の指導をしていく。

会長：緩和というよりは矛盾があったところを綺麗にすると。むしろそれは景観的には揃っていくというような理解で良いかと思う。私としては大変失礼であるが、これから看板とか何か大きくしていくという時代ではないではないかと思うので、逆に厳しくしてもいいかと思う。むしろもう看板は邪魔である。はっきり言って何もない方が綺麗で、ただ何かないとわからないから入口とは必要であるが、その辺もバランスだと思うので、未来はちょっと変わっていくということを意識して議論、景観行政をやっていただきたい。
他に質問、意見はあるか。第1号議案について異議なければ挙手をお願いします。

一 同：挙手全員

会長：ありがとうございました。全員賛成いただいたので、本議案は承認とする。審議は以上となる。

5. 報告事項

(1) 景観法に基づく届出状況について

(2) 屋外広告物許可申請状況について

事務局：資料5、6により説明。

会長：質問、意見はあるか。増加傾向にあるということと、違反のものがパトロールをして文書等の指導を行い、それでもやらない場合はどうしようもないのですか。

事務局：1回指導させていただいて、またもう1回文書通知を送らせていただ

いて、またそれでも無理でしたらその事業者に対しての訪問で口頭による指導という手続きになる。

委員：その申請件数について増加傾向にあるというようなことであるが、この景観と屋外広告物に関する意識とかしっかりと共有されている、広がっているのか、その意識は向上しつつあるのか、というようなことについては何かわかることあるか。

事務局：違反広告については数年かかるかもしれないが、基準を守っていただけるように、まずは申請をしていただく取り組みを今後も継続していければと思う。

委員：故意にしている場合とごめんなさい知らなかったという場合もあるのか。

事務局：通知を送っているので知ってはおられた。屋外広告物条例のその制度自体の理解はされていたが、納得がいけないという回答であった。少しだけ補足させていただく。例えば違反広告物があった場合は、市だけの対応ではなく景観行政団体と言われるものが滋賀県内にたくさんあるので、県内各市町が寄ってこういう違反広告物がありましたとかこういう業者が全然申請出してもらえませんか情報は共有させていただいて、滋賀県と一緒に連携しながら、なるべく出していただくように促していく取り組みを進めている。その中で9月からクリーンキャンペーンを行わせていただいて、一斉に違反広告を取り締まるというキャンペーンもしている。皆さんに出していただけるという取り組みを毎年継続してやっている。

会長：広告物が増えるというのは、悪い意味ではない。ある意味むしろ景観がいいみたいなそういう一面もある。これから人口が減っていくとそういうのも自動的に減っていくとは思いますが、今のところはある意味ルールを守っていただく、徹底していただくことが大事ではないかなと思う。

(3) 石部駅南側駅前広場整備事業について

事務局：資料7により説明。

会長：質問、意見はあるか。

委員：駅の南側のプランがこの資料7のグラフに書いているが、これについ

て何か説明は具体的にはされないのか。⑦のところで景観まち作り活動支援事業というのがあるが、それは具体的にどういうものであるか。

事務局：まず1点目の石部駅の南側について、今年度国の再生整備計画の事業採択を得られるように現在を進めているところである。

駅への拠点整備を行う上の安全性を担保するということを中心に大きな目的として、まず一方通行になるよう道路の形態に変えさせていただくことを県と今調整をさせていただいており、概ね合意をしているところである。

加えて、現在ロータリーの中が庭になっているが庭の視認性を良くするという、来訪者のアイポイントを良くしようということで、比較的低い位置からでも全体を見渡せるような景観に配慮した作りにしていこうとしている。他にも駅との道路の高さをゼロにするバリアフリー化をしている。

それと2点目、今後この駅を活用した取り組みについて共同で取り組み、事業を創造的に実施していくという計画をしている。

その中の一つの成功事例を申し上げるとこの駅舎の東側に小さい坪庭緑地があったが、この緑地について地域の形成団体と地元のゴーシュさんでタッグを組み、小学校の子どもに駅にあったら嬉しいなというような絵を描いていただいた。総数で約80点出てきた。その中から最優秀賞に選定された絵について、実現しようではないかというところで地域の方とこの形成団体が一緒に取り組んで実現したところが、今の緑地である。

会 長：正直言ってその南側の広場のプランがどういうふうになるか、非常に私も楽しみにしていると同時に不安も感じているので、ここにも書いてあるように、石部駅は旧東海道の石部宿の入口出口ということで、できるだけ歴史的な背景を十分反映したものにしてほしい。この資料裏側の絵がどういうふうにそれを反映しているのかを聞きたかった。今後ぜひよろしくお願いします。

会 長：石部駅南側広場整備事業に関しては以上とさせていただくが、他に質問はないか。

(4) 庁舎周辺整備計画について

事務局：資料8により説明。

会 長：新庁舎について審議会としてどういうものになるのか気になること

ろである。外回りの景観に関することについても報告なり、していただければと思う。よろしく願います。ご質問、意見ないか。

委員：質問ではないが、意見がある。先ほど会長から規制を緩めてということではなく、これからは時代として、規制を緩めないという考えでもいいのではないかという話があった。私も規制を緩めるばかりではなく、湖南市として独自の考え方でやるということもこれからは必要であると思う。別にもう一点、先ほど話があったが、旧東海道の空き家が出てきている問題がある。空き家も含めて対策をとるときに景観に配慮した指導というのは一つ考えてもらう必要があると思う。空き家ができて、また他の人が入ってくるのは非常にありがたいことであるが、それで景観に合わないような新たな感覚で家を建てられていくと景観にそぐわないような面も出てくるので、市として旧東海道に家を建てるのは景観に配慮した家の建て方というものをPRしていただく、指導もしていただけるとありがたいなと個人的に思う。

会長：東海道沿いの新築に関しては、景観アドバイザーとして私もやらせていただいております、建築物が出てくるとそれに対して市で緑化の話だとか色合いとか形をアドバイスさせていただいていることを報告させていただきます。

委員：1点、石部の落合川を渡り曲がったところに喫茶店がある。あれが建築確認が出てから色の改修をされ、外壁はピンク色で屋根は真っ赤な建物ができている。景観条例では、当然東海道からの距離からいくと重点地区に入るが、以前から建っていた建物で喫茶店をやっておられ、外壁屋根の塗装をやられているので、それを規制するのは難しいと思うが、我々もそのままでいくというのは問題かなと感じる。行かれたらとにかくびっくりするようなピンク色の外壁、真っ赤な屋根でその上に太陽光が乗っているが、景観の観点からいくと問題であろうかと思う。対応をお願いしたい。

会長：一通り皆さんからいろいろ質問、意見いただいた。これで予定していた議事は全て終了したので、委員の皆様にはいろいろとご協力いただきありがとうございます。それでは議事進行を事務局にお返しする。

事務局：会長議事進行ありがとうございました。本日審議事項として諮問させていただいた湖南市屋外広告物条例施行規則の改定については、ご承

認いただきましたことから答申手続き等を進めさせていただく。それでは閉会にあたって都市建設部次長吉川よりお礼のご挨拶を申し上げます。

事務局：【次長閉会のあいさつ】

事務局：それではこれをもって本日の日程は全て終了とさせていただく。委員の皆様には長時間にも関わらずご審議賜り、ありがとうございました。